

拝啓 社長殿

税理士法人わかば

今回のテーマ: 社外取締役制度 - コーポレートガバナンスへの道のり

1 監査役をおかない場合は3委員会を設置 - 監査役制度は会社の選択制

米国には監査役制度はありません。ドイツでは、取締役会と監査役会が併用されています。フランスでは、監査役をおく、おかないは、選択制です。わが国はフランスと同じ選択制です。

監査役をおかない上場会社では、3人以上の取締役で構成する3つの委員会「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」を設置する必要があります。委員会の独立性維持のため、各委員会の委員の過半数は「社外取締役」であることが必要です。

2 社外取締役の条件とは・・・

会社法が定める社外取締役とは「現在および過去において、その株式会社または子会社の業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人でないもの」です。

3 社外取締役の選任状況

会社法の義務がなくても、コーポレートガバナンスを向上させるため、社外取締役をおくことが可能です。東証に上場している企業中、社外取締役をおいている会社は42.3%、1社あたり平均0.81人です（東証コーポレートガバナンス白書2007）。

4 社外取締役の独立性について

かつて金融庁が、東証自体の社外取締役の独立性に関してコメントしたことが話題になりました。ニューヨーク証取NYSE基準などに照らした場合、東証上場企業（つまり東証の取引先）の取締役や、東証と顧問契約のあった弁護士などが社外取締役に就任したため、会社法の規定はクリアしても、独立性に疑問が出たようです。

0.8人でなにができるかという声もあります。カルパース（米国加州職員退職年金基金）など議決権を積極的に行使する有力機関投資家は5月15日、社外取締役は最低3人以上を指名すべきだなど、コーポレートガバナンスの改善に向けた共同提言を発表しています（日経ヴェリタス）。

5 独立性の基準も今後重要に・・・

社外取締役の独立性判定に独自基準を設ける動きもあります。厚生年金基金連合会では、会社法の規定に加えて、大株主や主要取引先の取締役または社員、その会社から取締役報酬以外に顧問料などの報酬を受けている、その会社の取締役と親族関係にある、その会社と相互に取締役を派遣している会社などの関係は「独立性」を満たさないとしています。

お見逃しなく！

6 社外取締役の責任は限定できる

社内取締役と同様の法律責任を負わされるのでは、本来、外部から有能な人材を迎えるはずの社外取締役制度がうまく機能しません。総会の承認があれば、社外取締役との責任限定契約により、重大な過失などを除き、損害賠償責任の上限を取締役報酬の2年分とすることができます。

7 名前だけの社外取締役は・・・

上場会社で社外取締役の責任を限定した場合には、取締役会への出席率、発言回数など、活動状況を「事業報告」に開示することが必要です。東証が上場企業に求める自主ルールは、一步踏み込んでコーポレートガバナンス報告書を求め、社外取締役をおかない場合にはその理由を開示させます。取締役会のガバナンスの在り方について、株主総会で問われる機会が確実に増えています。

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991

Mail：info@wakaba-tax.com

情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）